

那覇市公報

第1534号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則

- 那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（総務課）
.....425

◇訓 令

- 那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程の一部を改正する訓令
（総務課）431

◇告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）433
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）435
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）437
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）439
○個人情報業務届出書の公表について（総務課）442
○電線共同溝整備道路の指定（追加）について（道路管理室）444

◇公 告

- 平成21年度那覇市人事行政の運営等の状況（人事課）447
○住民票の職権削除の公示について（市民課）487
○建築協定の公告縦覧について（建築指導課）488
○指定管理者の指定申請について（障がい福祉課）488

◇上下水道局告示

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について（上下水道局総務課）・・・・・・491
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について
（上下水道局総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・491

◇選挙管理委員会告示

- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について・・・・・・・・・・・・492

◇正 誤

- 那覇市公報第 1 5 3 3 号の正誤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・492

規 則

那覇市規則第24号

平成22年 9 月 1 日

公 布 済

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育の実施等に関する条例施行規則(平成10年那覇市規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保育料) 第12条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 保育児の疾病、 <u>障害その他これに類する事情</u> により <u>全月</u> にわたって欠席する場合で、保護者から欠席届の提出があり、欠席がやむを得ないと認められるときは、保育料は徴収しない。 [別表第1 別記] [第1号様式 別記]	(保育料) 第12条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 保育児の疾病 <u>その他の理由により月の初日から末日までの期間の全日数</u> にわたって欠席する場合で、保護者から欠席届の提出があり、欠席がやむを得ないと認められるときは、 <u>当該月の</u> 保育料は徴収しない。 [別表第1 別記] [第1号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 表又は様式の改正規定において、改正後の欄中の罫線に対応する改正前の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を加える。	

付 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第12条関係)

各月初日の保育児の属する世帯の階層区分					保育料(月額)		
階層区分		定義			3歳未満児	3歳児	4歳以上児
[略]							
B階層	B1	[略]	母子世帯等及び在宅障害児(者)のいる世帯		[略]		
	[略]	[略]	[略]				
C階層	C1A	[略]	[略]	母子世帯等及び在宅障害児(者)のいる世帯	[略]		
	[略]			[略]			
	C2A	[略]	母子世帯等及び在宅障害児(者)のいる世帯				
	[略]		[略]				
D階層	[略]	[略]	[略]		[略]		
	D8		413,000円以上				
備考							
1 上表のC1A及びC1B階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号の均等割の額をいい、C2A及びC2B階層における「所得割の額」とは、同項第2号の所得割の額をいう。 ただし、この所得割の額を計算する場合には、次に掲げる規定は適用しないものとする。 (1) 地方税法第314条の7 (2) 地方税法附則第5条第3項 2 上表のD1からD8までの階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、<u>所得税額</u>を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項 (3) [略] 3～5 [略] 6 上表の「<u>在宅障害児(者)</u>のいる世帯」とは、次に掲げる<u>児童(者)</u>を有する世帯をいう。 (1)～(4) [略] 7 上表のB2からD8までの階層区分に該当する世帯については、当該世帯に2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の幼稚園をいう。)、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第6条第2項に規定する認定こども園をいう。)、特別支援学校幼稚部(学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学							

校の幼稚部をいう。)、知的障害児通園施設(法第7条第1項の知的障害児通園施設をいう。)、難聴幼児通園施設(児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第60条第2項第1号に規定する難聴幼児通園施設をいう。)、肢体不自由児施設通園部(法第7条第1項の肢体不自由児施設のうち「し体不自由児施設の通園児童に対する療育について(昭和38年6月11日厚生省発児第122号厚生事務次官通知)」による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。)若しくは情緒障害児短期治療施設通所部(法第7条第1項の情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。)に入所し、又は児童デイサービス(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する児童デイサービスをいう。)を利用している場合におけるこれら児童に係る保育料は、次に定めるところによる。

(1)～(3) 〔略〕

[改正後 別記]

別表第1(第12条関係)

各月初日の保育児の属する世帯の階層区分				保育料(月額)		
階層区分		定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
[略]						
B階層	B1	[略]	母子世帯等及び在宅障がい児(者)のいる世帯		[略]	
	[略]		[略]			
C階層	C1A	[略]	[略]	母子世帯等及び在宅障がい児(者)のいる世帯	[略]	
	[略]			[略]		
	C2A		[略]	母子世帯等及び在宅障がい児(者)のいる世帯		
	[略]			[略]		
D階層	[略]	[略]	[略]			
	D8		413,000円以上734,000円未満		[略]	
	D9		734,000円以上		53,000	35,800 29,700

備考

1 [略]

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8

(2) 地方税法附則第5条第3項及び第5条の4第6項

2 上表のD1からD9までの階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項及び第2項(同項第2号及び第3号の寄附金は、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) [略]

3～5 [略]

6 上表の「在宅障がい児(者)のいる世帯」とは、次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

(1)～(4) [略]

7 上表のB2からD9までの階層区分に該当する世帯については、当該世帯に2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の幼稚園をいう。)、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第6条第2項に規定する認定こども園をいう。)、特別支援学校幼稚部(学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学

校の幼稚部をいう。）、知的障害児通園施設（法第7条第1項の知的障害児通園施設をいう。）、難聴幼児通園施設（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第60条第2項第1号に規定する難聴幼児通園施設をいう。）、肢体不自由児施設通園部（法第7条第1項の肢体不自由児施設のうち「し体不自由児施設の通園児童に対する療育について（昭和38年6月11日厚生省発児第122号厚生事務次官通知）」による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。）若しくは情緒障害児短期治療施設通所部（法第7条第1項の情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。）に入所し、又は児童デイサービス（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する児童デイサービスをいう。）を利用している場合におけるこれら児童に係る保育料は、次に定めるところによる。

(1)～(3) 〔略〕

[改正前 別記]

第1号様式(第2条関係)

保 育 所 入 所 申 込 書
(新・転・変)

〔略〕

次のとおり関係書類を添えて申込みます。なお、保育料は、那覇市保育の実施に関する条例施行規則第13条に基づき、世帯の前年分の所得税額、前年度分の市民税額及び母子世帯等世帯の状況を要素として決定されることを了解するとともに、所得税額及び市民税額については本市市民税課税台帳により、世帯状況については住民基本台帳により及び本市福祉事務所において確認されることに同意します。また、3歳以上児については主食費を負担することに同意します。

〔略〕

[改正後 別記]

第1号様式(第2条関係)

保 育 所 入 所 申 込 書
(新・転・変)

〔略〕

次のとおり関係書類を添えて申込みます。なお、保育料は、那覇市保育の実施等に関する条例施行規則第12条に基づき、世帯の前年分の所得税額、前年度分の市民税額及び母子世帯等世帯の状況を要素として決定されることを了解するとともに、所得税額及び市民税額については本市市民税課税台帳により、世帯状況については住民基本台帳により及び本市福祉事務所において確認されることに同意します。また、3歳以上児については主食費を負担することに同意します。

〔略〕

訓 令

那覇市訓令第 9 号

平成22年 9 月 1 日

那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程(1971年那覇市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この<u>規程</u>は、本市が発注する建設工事及び委託業務(以下「建設工事等」という。)の契約についての競争入札参加資格その他必要な事項について定めるものとする。 (建設工事施工能力等審査) 第6条 第2条第2号に規定する建設工事施工能力等審査は、土木工事、建築工事及び<u>管</u>その他の工事の種別ごとに行い、その結果を別表に定める等級に格付けする。 2 [略] (その他必要事項) 第13条 この<u>規程</u>に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 [別表 別記]	(趣旨) 第1条 この<u>訓令</u>は、本市が発注する建設工事及び委託業務(以下「建設工事等」という。)の契約についての競争入札参加資格その他必要な事項について定めるものとする。 (建設工事施工能力等審査) 第6条 第2条第2号に規定する建設工事施工能力等審査は、土木工事、建築工事及び<u>管工事</u>その他の工事の種別ごとに行い、その結果を別表に定める等級に格付けする。<u>この場合において、土木工事及び建築工事のA級又はB級に格付けする者は、法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けているものでなければならない。</u> 2 [略] (その他必要事項) 第13条 この<u>訓令</u>に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

- 1 この訓令は、平成22年9月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の第6条第1項の規定は、この訓令の施行の日以後に行われる建設工事施工能力等審査から適用する。

[改正前 別記]

別表

建設工事施工能力等基準

等級	区分	[略]	[略]	管その他の工事工事 金額
	[略]			

[改正後 別記]

別表(第6条関係)

建設工事施工能力等基準

等級	区分	[略]	[略]	管工事その他の工事 工事金額
	[略]			

告 示

那覇市告示第 9 5 号

平成 2 2 年 8 月 1 6 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



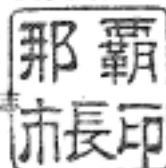
第10号様式（第19条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成22年8月9日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 翁長 雄志



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	市民課 国民年金G 電話 2490
業 務 の 名 称	障害年金受給者の生活保護受給の確認について
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成22年度内随時
目 的 外 利 用 等 を す る 個 人 情 報 の 内 容	障害年金受給権者本人の生活保護受給の有無について
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	毎年、所得制限のある20歳前障害年金等受給者について、所得の確認を行っているが、本人が未申告等のため所得が確認できない受給者について、生活保護台帳より生活保護受給の有無を確認するため。 (根拠条文) 国民年金法第106条、108条及び市町村事務処理基準第22条第2項第1号
新たな利用課又は提供先	利用課 市民課 国民年金G
所 管 部 課	健康福祉部 保護管理課 電話 内線2483

那覇市告示第 9 8 号

平成 2 2 年 8 月 2 6 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



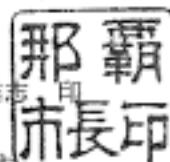
第10号様式（第19条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成22年 8月27日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 翁長 雄志 印



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	市民文化部 市民課 国民年金グループ 電話 861-6901
業 務 の 名 称	国民年金未納対策にかかる被保険者及び配偶者、世帯主の所得情報及び扶養情報の提供
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する年 月 日	平成22年 8月27日
目的外利用等を する個人情報 の 内 容	提供する情報 本人 27,578件 配偶者 8,686件 世帯主 10,888件
目的外利用等を する 理 由	根拠条文 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第2号による (国民年金法第108条、国民年金法第109条の4第1項第30号)
新たな利用課又は提供先	日本年金機構 那覇年金事務所
所 管 部 課	外部提供所管課 市民文化部 市民課 国民年金グループ 内線 2597 目的外利用所管課 財務部 市民税課 内線 2241

那覇市告示第 9 9 号

平成 2 2 年 8 月 2 6 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式（第19条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成22年8月20日

那覇市長 様

実施機関 消防長 官 平



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 183 件
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成22年 8 月 20日
目 的 外 利 用 等 を す る 個 人 情 報 の 内 容	平成22年6月1日から、平成22年7月31日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、事故種別が交通事故、労働災害、加害によるもの 2、搬送年月日 2、氏名 3、生年月日 5、発生場所 6、収容医療機関 7、受傷形態
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による（実施機関が職務執行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合） 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新たな利用課又は提供先	那覇市国保長寿医療課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199 （内）6711313

那覇市告示第100号

平成22年8月30日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成22年 8 月 25 日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮里 千里
(公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届 出 担 当 課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801(207)
業 務 の 名 称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成22年 8 月 25 日
提供する個人情報 の 内 容	○ 対象者 [REDACTED] 物件所在 那覇市 [REDACTED] 上記に関する次の事項について 1 建物の標示 2 上記の建物の供給契約（水道）の開栓・供給開始日 供給契約が現在、停止又は廃止されている場合は、その旨及び 当初の契約日と廃止又は停止日を記載 1 開栓・供給開始日 2 需要家の名義
目的外利用等 をする理由	調査事項（請求根拠：民事執行法第57条第5項）
新たな利用課 又は提供先	那覇地方裁判所 執行官 新垣 恒一
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804（内）243

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成 22 年 8 月 25 日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮里 千里
(公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出します。

届 出 担 当 課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801(207)
業 務 の 名 称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成 22 年 8 月 25 日
提供する個人情報 の 内 容	○所在地：沖縄県那覇市 [REDACTED] ○氏名：[REDACTED] 上記に関する次の事項について 1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先 3 料金支払人 4 料金支払い方法（支払方法、使用金融機関、口座番号、口座名義人） 4 料金請求書等の送付先 5 その他参考事項
目的外利用等 をする理由	捜査事項（請求根拠：刑事訴訟法第 197 条第 2 項）
新たな利用課 又は提供先	沖縄県警察本部生活安全部生活保安課 司法警察員 警視 並里 博
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804（内）243

那覇市告示第 1 0 2 号

平成 2 2 年 9 月 1 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



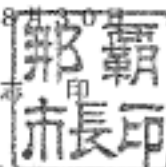
第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

那覇市長 様

平成22年 8月30日
那覇市長
翁 長 雄 市

実施機関



那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出担当課	都市計画課	電話	内8391	
個人情報管理責任者	都市計画課長					
業 務 の 名 称	2010なはモビリティウィーク&カーフリーデーにおけるカーフリー宣言者の募集					
業 務 の 目 的	カーフリー宣言者を特定し、宣言者にカーフリー宣言者総数や公共交通等の情報を提供するため					
個人情報の対象者	行政職員、一般市民等					
業務の開始年月日	☐ 継 続 / ☒ 新 規 (平成22年 9月 1日)					
個人 情報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ ☐ その他	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ ☐ その他	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ その他	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障害程度 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ その他	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
個人情報の収集方法	☒ 本 人 / ☐ 本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)					
個人情報の収集時期	☐ 定 期 (月 ~ 月) / ☒ 随 時					
個人情報の告知方法	☐ 文 書 ☐ 口 頭 ☐ 告 示 ☐ 申請等 ☒ その他					
個人情報の記録形態	☐ 文 書 ☐ 図 面 ☐ マイクフィルム ☒ 電磁媒体 ☐ その他					
備 考						

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市告示第 1 0 8 号

平成 2 2 年 9 月 1 5 日

電線共同溝整備道路の指定（追加）について

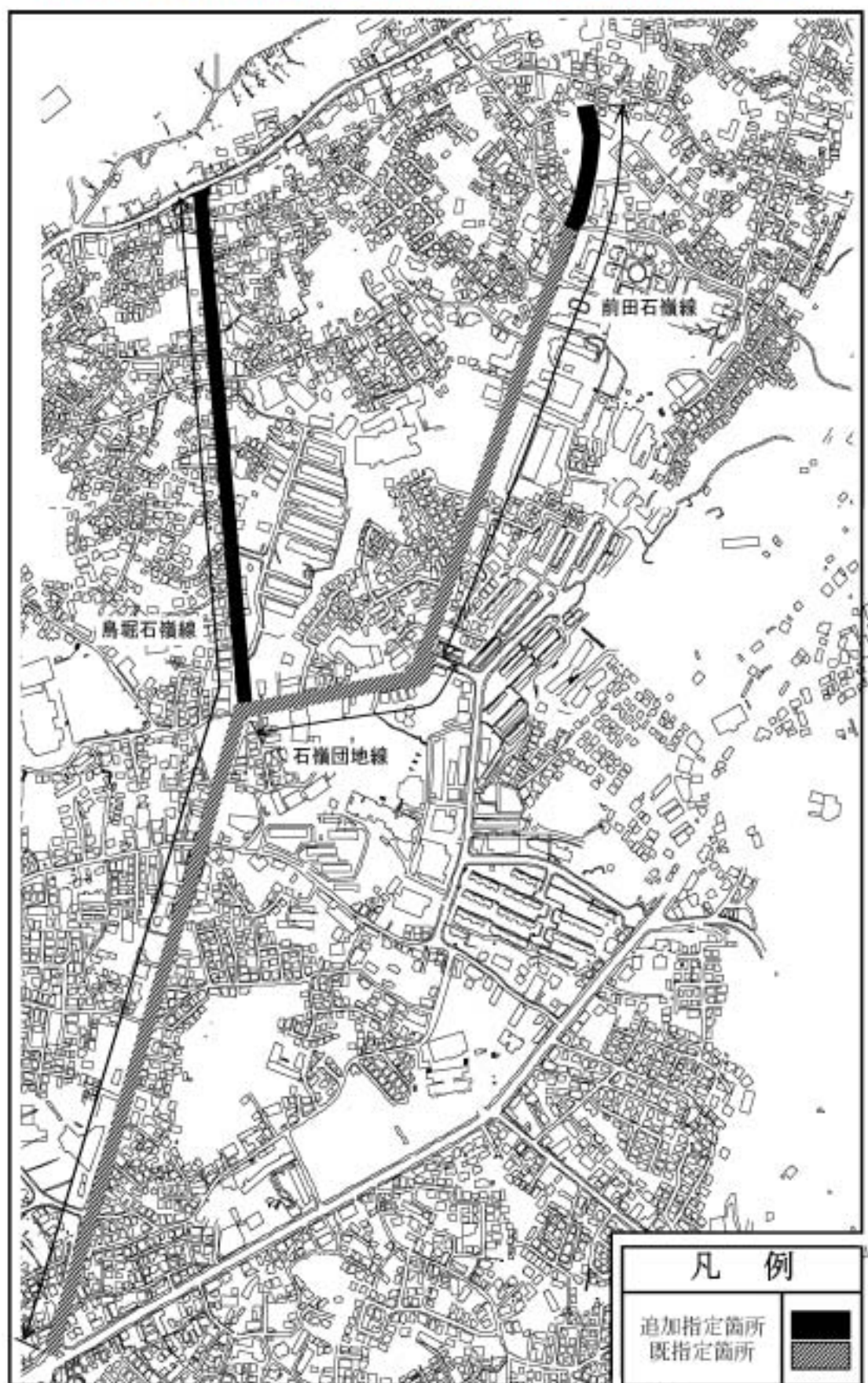
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年 3 月 2 3 日法律第 3 9 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、市道鳥堀石嶺線、前田石嶺線及び牧志壺屋西線について電線共同溝を整備すべき道路として指定（追加）したので、同法第 4 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

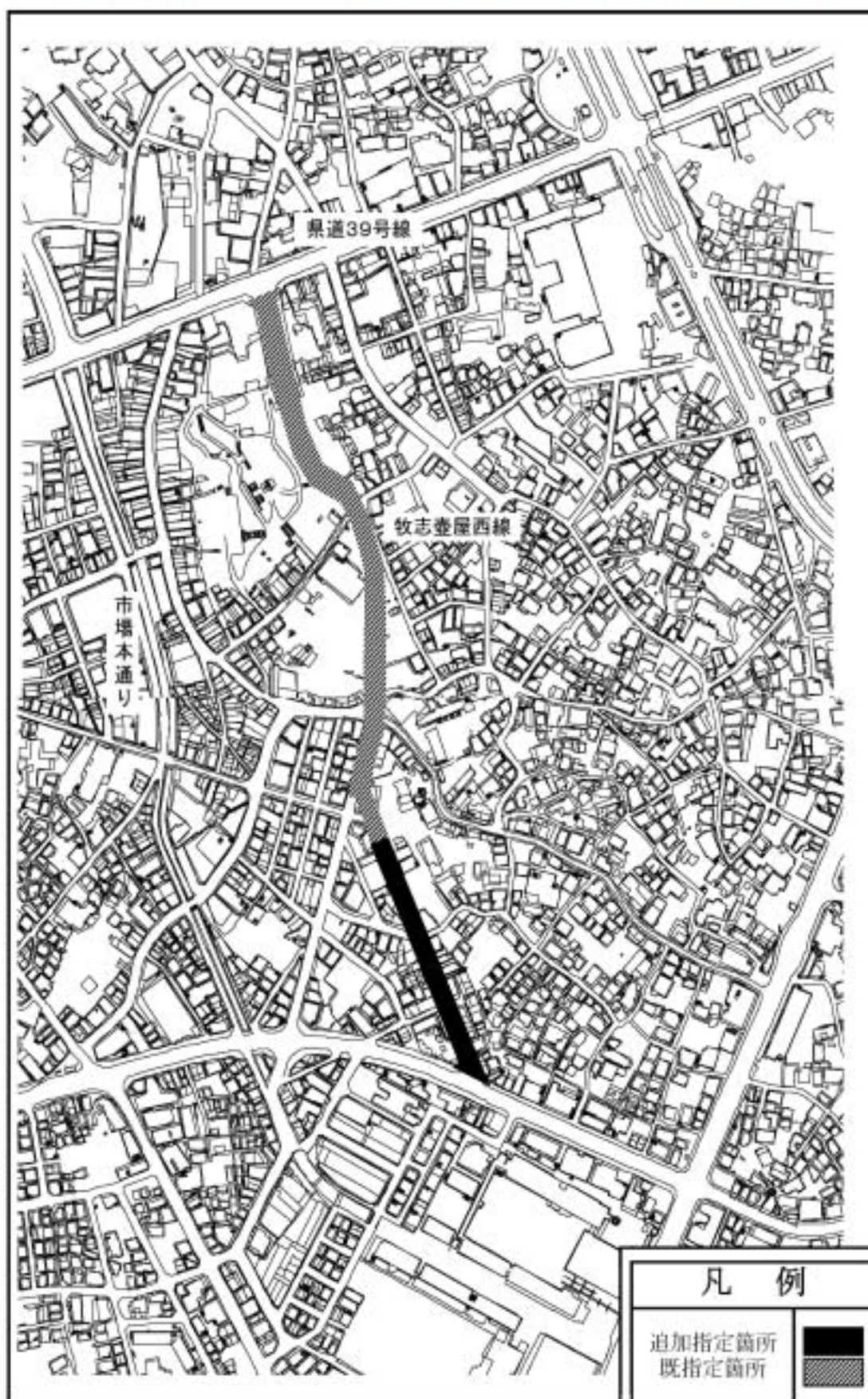
電線共同溝整備指定路線

路 線 名		区 間
鳥堀石嶺線	新	那覇市首里汀良町 3 丁目 3 7 番 1 那覇市首里石嶺町 3 丁目 1 番 1 2
	旧	那覇市首里汀良町 3 丁目 7 2 番 8 那覇市首里石嶺町 3 丁目 2 1 9 番 1
前田石嶺線	新	那覇市首里石嶺町 4 丁目 2 3 4 番 1 2 那覇市首里石嶺町 4 丁目 3 3 5 番 7
	旧	那覇市首里石嶺町 4 丁目 4 1 1 番 3 那覇市首里石嶺町 4 丁目 3 3 5 番
牧志壺屋西線	新	那覇市牧志 3 丁目 1 0 7 番 2 0 那覇市壺屋 1 丁目 5 6 3 番 8
	旧	那覇市牧志 3 丁目 1 0 7 番 2 0 那覇市壺屋 1 丁目 4 9 番 2

電線共同溝整備道路指定路線位置図(参考図)



電線共同溝整備道路指定路線位置図(参考図)



公 告

那覇市公告第 1 4 5 号

平成 2 2 年 8 月 2 3 日

掲 示 済

平成 2 1 年度那覇市人事行政の運営等の状況

地方公務員法第 58 条の 2 第 3 項及び那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 4 条の規定により、平成 21 年度の那覇市人事行政の運営等の状況を次のように公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

<人事行政の運営等の状況について>

この公表は、人事行政の運営等の公平性、透明性を確保するため、平成 21 年度における本市の職員数や職員の勤務時間、給与などのほか、研修、健康管理の状況などの概要を市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の競争試験及び選考の状況
- 3 職員の給与の状況
- 4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況
- 5 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 6 職員のサービスの状況
- 7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- 8 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 9 その他市長が必要と認める事項
- 10 公平委員会の業務の状況

公表の内容は、本市の各任命権者及び公平委員会からの報告と各種調査資料を基に作成しています。

公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒900-8585 那覇市上之屋 1-2-1

那覇市役所 総務部人事課 電話 861-7499

FAX 862-0602

(用語の説明)

1 部局の区分

- (1) 市 長 : 市長を任命権者とする市長の事務部局
- (2) 議 会 : 市議会議長を任命権者とする議会の事務局
- (3) 選 管 : 選挙管理委員会委員長を任命権者とする選挙管理委員会の事務局

- (4) 監 査 : 代表監査委員を任命権者とする監査委員の事務局
- (5) 教 委 : 教育長を任命権者とする教育委員会の事務局及び教育委員会の
所管に属する教育機関
- (6) 消 防 : 消防長を任命権者とする消防本部及び消防署
- (7) 水 道 : 上下水道事業管理者を任命権者とする上下水道局

2 職位の区分

- (1) 部長級 : 部長、参事監、会計管理者、消防長（消防正監）、
議会事務局長等
- (2) 副部長級 : 副部長、参事、副消防長（消防監）、次長、
監査委員事務局長等
- (3) 課長級 : 課長、室長、所長、担当副参事、副参事、消防司令長等
- (4) 主幹級 : 主幹、館長、消防司令等
- (5) 主査級 : 主査、技査、係長、児童館長、保育所長、幼稚園主任教諭、消
防司令補、環境整備主査等
- (6) 主事級 : 主任主事、主事、主任技師、技師、消防士、保健師、保育士、
幼稚園教諭、栄養士、調理員、運転手等

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免に関する状況

ア 採用者数と昇任者数(H21.4.1～H22.3.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
採用者数		69	0	0	0	11	12	3	95
昇任者数	部長級	3	1	0	0	0	0	0	4
	副部長級	9	0	0	0	2	1	0	12
	課長級	11	1	0	0	2	3	0	17
	主幹級	50	5	0	0	9	6	5	75
	主査級	46	0	0	0	9	9	8	72

(単位：人)

イ 退職者数(H21.4.1～H22.3.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
退職者数		84	1	1	1	24	9	2	122
内訳	定年	57	1	1	1	17	8	0	85
	勸奨	21	0	0	0	5	0	1	27
	その他	6	0	0	0	2	1	1	10

(単位：人)

※ 退職の勸奨は、年齢 50 歳から 59 歳に達した職員に対し行っています。

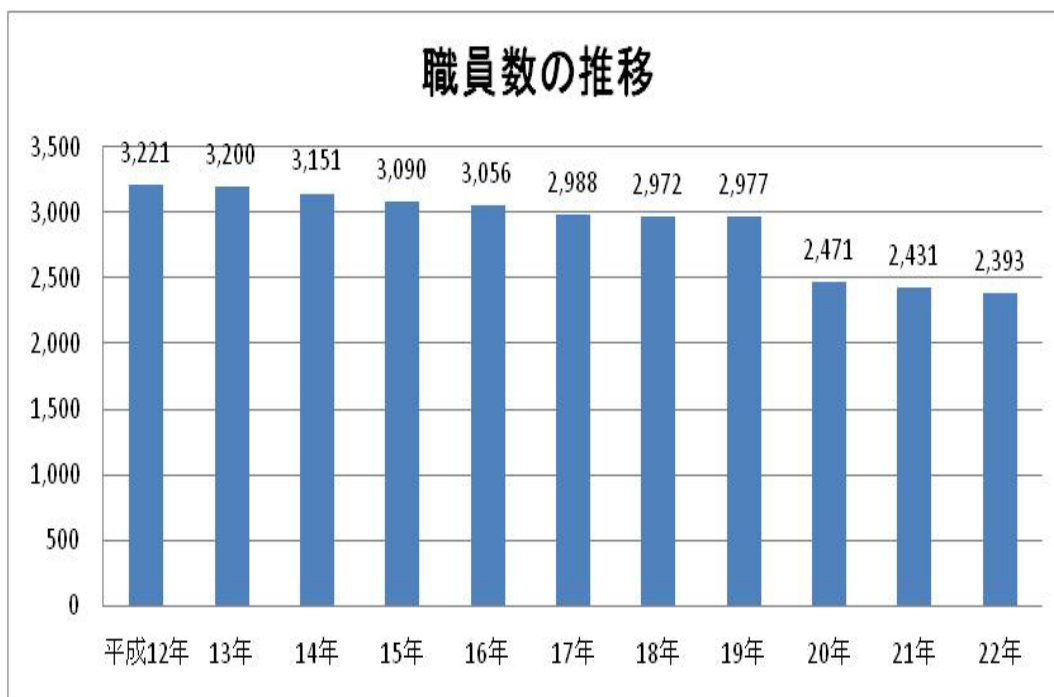
(2) 職員数に関する状況

職員数（平成 21 年 4 月 1 日現在）

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
内訳	部長	13	1	0	0	2	1	1	18
	副部長	24	1	1	1	4	3	2	36
	課長	128	4	1	4	22	7	18	184
	主幹	120	8	1	3	22	24	15	193
	係長	308	1	3	0	107	70	44	533
	係員	885	4	2	0	306	166	104	1467
計		1478	19	8	8	463	271	184	2431
H22 年 4 月現在の職員数		1437	19	8	8	466	271	184	2393

（単位：人）

※ 職員数には、退職派遣職員も含まれます。



（単位：人）

※ 各年 4 月 1 日現在。

※ 平成 20 年 4 月 1 日那覇市立病院は、地方独立行政法人那覇市立病院に移行しました。

2 職員の競争試験及び選考の状況

平成 21 年度において、次のように競争試験を実施しました。

(1) 競争試験

ア 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験

(ア) 日程

7 月 2 0 日 新聞公告

9 月 2 0 日 第 1 次試験

1 0 月 1 5 日 第 1 次試験合格発表

1 1 月 7 日・ 8 日 第 2 次試験（保育士・幼稚園教諭以外）

1 1 月 1 4 日・ 1 5 日 第 2 次試験（保育士・幼稚園教諭）

1 2 月 3 日 第 2 次試験合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験 種類	試験区分	申込 者数 (A)	受験 者数 (B)	受 験 率(%) B/A× 100)	一次 合格 者数	最終 合格 者数 (C)	競争率 (倍) (B/C)	採用候補者名簿 登載者の状況		
								採用 者数	辞退 者等 数	未採 用者 数
行政 職 I	上級行政	769	571	74.3	60	33	17.3	31	2	0
	中級行政	152	107	70.4	9	4	26.8	4	0	0
	初級行政	171	142	83.0	9	4	35.5	4	0	0
行政職Ⅱ（福祉）		51	41	80.4	10	3	13.7	3	0	0
行政職Ⅲ（司書）		54	46	85.2	9	3	15.3	3	0	0
行政職Ⅳ（臨床心理）		9	9	100.0	4	1	9.0	1	0	0
行政職Ⅴ（学芸員）		40	33	82.5	4	1	33.0	1	0	0
上級土木		42	26	61.9	17	10	2.6	9	1	0
上級建築		32	20	62.5	11	7	2.9	5	2	0
幼稚園教諭職・ 保育士職		154	123	79.9	22	11	11.2	11	0	0
保健師		27	17	63.0	6	1	17.0	1	0	0
消防 職 I	上級消防	76	57	75.0	10	3	19.0	3	0	0
	中級消防	93	62	66.7	8	2	31.0	2	0	0
	初級消防	86	65	75.6	7	2	32.5	2	0	0
消防職Ⅱ（救急救命 士）		25	13	52.0	6	2	6.5	2	0	0
合計		1,781	1,332	74.8	192	87	15.3	82	5	0

※ 採用候補者名簿登載者の状況は、平成 22 年 4 月 1 日現在。

(2) 選考試験

平成 2 1 年度において選考試験の実施はありませんでした。

3 職員の給与の状況

職員の給与等については、他に市のホームページ、広報紙においても公表をしています。

(1) 普通会計決算に占める人件費の割合

決算（歳出総額）に占める人件費の割合は次のとおりとなっています。

年度	歳出総額 A (千円)	人件費 B (千円)	人件費率 (B/A)
平成19年度	114,655,378	20,662,370	18.0%
平成20年度	119,409,653	19,788,505	16.6%
平成21年度	120,593,586	19,475,346	16.1%

※人件費には、普通会計に属する一般職員のほか、特別職職員（市長・副市長・議員等）の報酬・給与、共済費を含んでいます。

(2) 給与の種類と支給額の状況

職員に支給する給与の種類は次のとおりです。

また、平成 21 年 4 月分の支給実績から、それぞれの支給対象職員数と支給対象職員に対する平均支給額は次のとおりです。

平成 22 年 4 月分をあわせて表示します。

給与の種類		平成 21 年 4 月分		平成 22 年 4 月分	
		支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)	支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)
給料	給料	2,405	3,257	2,340	3,195
諸手当	扶養手当	1,259	217	1,209	216
	住居手当	1,627	119	1,569	126
	通勤手当	1,996	60	1,833	58
	時間外勤務手当	1,154	340	1,163	411
	休日勤務手当	306	200	333	187
	夜間勤務手当	205	60	321	41
	管理職手当	244	391	327	282
	特殊勤務手当	371	69	390	80
	期末手当＊	2,256	10,261	2,355	9,741
	勤勉手当＊	2,237	4,850	2,313	4,741
	地域手当	-	-	2	478
	単身赴任手当	0	0	0	0
	初任給調整手当	0	0	0	0
	教員特別手当	19	170	19	99

＊ 期末・勤勉手当については、それぞれの前年度（6 月と 12 月）における支給実績です。

(3) 給料の状況（一般行政職）

民間の基本給にあたる給料の支給状況は次のとおりです。

ここでは、国家公務員の状況と比較するため、国家公務員の行政職俸給表(1)と同様の職種である本市の一般行政職の給料の状況を公表します。

なお、本市の一般行政職に該当する職員の数、次のとおりです。

平成 21 年 4 月現在 1,246 人

＊ 一般行政職とは、税務関係職、消防職、企業（上下水道局）職や、給食調理員などの技能労務、幼稚園教諭などの教育職等を除くすべての職員をいいます。

ア 初任給の状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

学歴区分	那覇市		国	
	決定初任給	2 年経過後	決定初任給	2 年経過後
大学卒	172,200	184,200	172,200	184,200
短大卒	152,800	164,300	152,800	164,300
高校卒	140,100	148,500	140,100	148,500

イ 経験年数別、学歴別平均給料月額状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

学歴区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	256,566	313,428	353,353
短大卒	235,650	286,200	328,129
高校卒	205,650	258,671	312,510

ウ 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区分		那覇市	国
平成21年 4 月	平均給料(俸給)月額	328,806円	325,521円
	平均年齢	42.8歳	41.5歳

(4) 職員手当の状況（退職手当を除く。）

ア 扶養手当

① 配偶者 13,000円

② 配偶者以外の扶養親族 6,500円

※配偶者のいない場合 ②のうち 1 人については11,000円

※16 歳から 22 歳の子を扶養の場合 1 人につき月額 5,000 円を加算

イ 住居手当

① 月額 12,000円を超える家賃の支払者 家賃額により最高 27,000円まで
例) 家賃50,000円の場合、24,500円

計算式 (家賃－23,000円) × 1/2 + 11,000円

② 持家の世帯主・・・・・・・・・・・・・・・・・・2,500 円

ウ 通勤手当

通勤距離が 2 km以上で、交通機関又は交通用具利用者に支給

① 交通機関（バス等）利用者…運賃相当額（最高限度額55,000円）

② 交通用具（自動車等）利用者……距離により 2,000 円～24,500 円

エ 時間外勤務手当、休日勤務手当と夜間勤務手当

① 1時間当たりの支給額の時給に対する割合

区分	支給割合
正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の125
週休日（勤務の割り振りのない日）に勤務する場合	100分の135
週の正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の25
上記3つの勤務時間が深夜の場合	100分の25を加算
休日に勤務する場合（正規の勤務時間）	100分の135
正規の勤務時間が深夜の場合	100分の25

※ 深夜とは、午後 10 時から翌日の午前 5 時までです。

② 時間外勤務手当と休日勤務手当の支給額（普通会計決算）

普通会計決算から見た年間の時間外勤務手当と休日勤務手当の支給総額は、次のとおりです。また、支給総額を普通会計に属する職員数で除した平均の支給年額を合わせて表示します。

年度	支給総額(千円)	職員数(人)	一人当たり支給年額(円)
平成19年度	411,973	2,182	188,805
平成20年度	394,446	2,153	183,208
平成21年度	408,287	2,118	192,770

オ 管理職手当

管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性に着目し、給料月額に次の割合を乗じた額を支給します。

部長	16.0%	参事監	15.0%	副部長	14.0%
参事	13.0%	課長	12.0%	副参事	11.0%

カ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に支給します。

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	15.4%
支給対象職員 1 人あたり平均支給年額（試算）	82,800円
手当の種類（手当数）	20種類
代表的手当の名称	支給額の最も大きい手当
	支給対象となっている職員数が最も多い手当
	手当
	手当

キ 賞与（期末手当と勤勉手当）

支給期	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.40月分	0.675月	2.075月分
12月期	1.45月分	0.625月	2.075月分
計	2.85月分	1.30月	4.15月分
職務級などにより加算措置があります。			

ク 地域手当

民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に所在する公署に勤務する職員として、内閣府(派遣)等に勤務する職員に対し、給料月額等の17%を支給しています。 ※平成 22 年度は 18%を支給

ケ 単身赴任手当

内閣府への派遣等、勤務地が県外となった職員が、単身赴任（15 歳以下の子のみとの同居も含む）する場合に支給します。支給額は、月額 23,000 円～68,000 円です。

コ 教員特別手当

教育委員会の指導主事に支給されるもので、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的としています。支給額は、職務の級及び号給に応じて、月額 5,000 円～11,700 円です。

(5) 退職手当の状況

ア 勤続年数ごとの支給割合

勤続年数	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
定年前早期退職特例措置 2 %～20%加算		

イ 退職手当支給者の年度別支給状況

	退職手当支給者数(人)				平均勤続年数(年)	
			自己都合他	勸奨・定年	自己都合他	勸奨・定年
平成19年度	66	156	5,201	25,900	10.2	34.4
平成20年度	14	120	8,531	25,348	15.5	35.2
平成21年度	8	111	15,767	25,179	25.8	35.2

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等の状況

ア 平成 21 年度における一般の職員の勤務時間等

① 勤務時間

1 週間あたり 38 時間 45 分

月曜日から金曜日までの 5 日間に 1 日 7 時間 45 分

② 1 日の勤務時間の割振り

午前 8 時 30 分から午後 0 時まで

午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

（休憩時間 午後 0 時から午後 1 時まで）

③ 週休日（勤務時間を割り振らない日）・・・土曜日・日曜日

イ 職員の休日（特に勤務を命じられない限り、勤務することを要しない日）

① 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

② 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

③ 6 月 23 日(慰霊の日)

(2) 職員のその他の勤務条件の状況

ア 年次有給休暇の行使状況(H21.4.1～H22.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	15.6	11.2	19.0	19.5	12.7	16.7	18.7	15.4
行使率(%)	78.1	56.0	95.1	97.3	63.6	83.7	93.3	77.0

※行使率は毎年度新規付与日数（20 日）に対する行使日数の割合

イ 夏期休暇（5 日）の行使状況(H21.4.1～H22.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	4.5	3.3	5	5	4.3	4.8	4.9	4.5
行使率(%)	91	66	100	100	86	96	98	91

ウ その他の主な休暇取得者数の状況(H21.4.1～H22.3.31)

部局 休暇の種別	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
私傷病休暇	135	1	1	0	33	14	6	190
出産休暇	41	0	0	0	20	15	2	78
育児休暇	7	0	0	0	1	1	9	18
子の看護休暇	177	2	2	0	40	46	26	293
介護休暇	3	0	0	0	0	0	0	3

(単位:人)

※ 私傷病休暇の状況は、5 日以上 of 長期間にわたる場合のみです。

(3) 育児休業等の取得者数の状況(H21.4.1～H22.3.31)

休業の種別		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
育児休業	男	1	0	0	0	0	0	1	2
	女	59	0	0	0	29	1	4	93
	計	60	0	0	0	29	1	5	95
部分休業	男	1	0	0	0	1	0	0	2
	女	13	0	0	0	2	0	0	15
	計	14	0	0	0	3	0	0	17

(単位:人)

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 職員の分限処分の状況

職員が勤務実績不良や勤務に堪えない場合に行われる分限処分(免職、休職、降任、降給)は、平成 21 年度は病気による休職のみでした。

病気による休職者数の内訳は、次のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
病気休職	42	1	1	0	13	1	1	59

(単位:人)

(2) 職員の懲戒処分の状況

職員が職務上の義務違反や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行った場合に行われる懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)は、平成 21 年度は 1 件でした。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
免職	1	0	0	0	0	0	0	1
停職	0	0	0	0	0	0	0	0
減給	0	0	0	0	0	0	0	0

6 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務の免除の状況

職員は、職務に関連する研修や本市の業務と密接な関連を有する団体の業務に従事する等の場合において、条例規則で定められた範囲内に限り、任命権者の許可を得て、勤務時間内における職務に専念する義務を免除される場合があります。

平成 21 年度における職務専念義務の免除の許可を受けた職員数は次のとおりです。

職務専念義務の免除を許可した職員数(延べ人数) (H21.4.1～H22.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
職務免除許可職員数	212	0	0	8	27	16	47	310

※ 健康診断（人間ドックを含む。）等は、除いています。（単位:人）

(2) 営利企業等の従事の許可の状況

職員は、営利企業の役員等になること、自ら営利企業を営むことあるいは報酬を得て他の事務事業に従事することが制限されており、各任命権者の許可を受けた場合に限り従事することができることとなっています。

平成 21 年度における営利企業従事許可の件数は、次のとおりです。

営利企業等の従事の許可件数(H21.4.1～H22.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
営利企業等従事許可件数	74	0	0	0	11	10	6	101

（単位:件）

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)職員の研修の状況

ア 平成 2 1 年度研修所実施研修総括表

研修名		回数	参加者数	期間(日)
基 本 研 修	新採用職員前期研修	1	75	10
	新採用職員後期研修	1	92	3
	現任職員研修	1	31	2
	新任主査級研修	1	66	3
	現任主査級研修	1	45	2
	新任主幹研修	1	51	3
	現任主幹研修	1	28	2
	新任課長研修	1	13	2.5
	現任課長研修	1	19	2
	管理職員特別研修	1	170	1
	(小計)	10	590	30.5
専 門 研 修	法制執務研修	1	41	1
	接遇研修	2	71	2
	分かりやすい資料づくり講座	1	37	1
	成果の出る会議の進め方講座	1	19	1
	プレゼンテーション研修	1	14	2
	(小計)	6	182	7
実 務 研 修	文書事務研修	1	52	1
	サービス・給与事務等基礎研修	1	40	1
	財務会計研修	1	75	2
	(小計)	3	167	4
研修所主催研修合計		19	939	41.5

派遣研修

研修名		回数	人員	期間(日)
県 外	国派遣研修（内閣府）	1	1	1年
	国土交通大学校派遣研修	1	1	12
	全国市町村国際文化研修所派遣研修（欧州・中国・韓国）	3	3	11～13
	全国市町村国際文化研修所派遣研修	11	11	3～10
	市町村職員中央研修所派遣研修	政策実務セミナー		8～10
		専門実務研修課程		6
		自治政策課題研修課程		3～8
	市町村職員中央研修所派遣研修	情報技術研修課程		1
		情報技術研修課程		1
		情報技術研修課程		8
	公務能率（NOMA）派遣研修	2	2	2
	（小計）	42	42	-
	沖縄県自治研修所派遣研修	32	243	1～3
	県内大学・大学院派遣研修	—	—	—
	（小計）	32	243	-
派遣研修合計		74	285	-
総 合 計		93	1,224	-

イ 基本研修実施状況

① 新採用職員前期研修

目 的	(1) 地方公務員としての意識の確立を図る。 (2) 那覇市職員として必要とされる基礎的な知識、技能、態度等を習得させ、職場への適応力を養う。 (3) 多くの優秀な講師とじかに接することにより、モチベーションを高め、今後の人脈づくりの第一歩とする。	
対象者	平成 21 年 4 月 1 日付採用職員及び平成 19 年度中途採用職員	
期 間	平成 21 年 4 月 1 日(水) ～ 4 月 14 日(火) 10 日間 ※ 消防職員は 4 月 1 日(水)～4 月 3 日(金) まで(4 月 6 日消防学校入校のため) ※ 幼稚園教諭は 4 月 2 日(木)～4 月 3 日(金) 2 日間(5 人)	
会 場	(1) 那覇市消防庁舎講堂(新都心消防庁舎 4 階) (2) 那覇市人事課職員研修所(新都心銘苅庁舎 3 階) (3) 森の家みんな(宿泊研修)	
修了者	76 人(消防職員 12 人、幼稚園 5 人を除く)(92 人) () 内数字は対象者	
研 修 内 容	時間数	講 師 () 内は前課
オリエンテーション	1.5	職員研修所 担当職員
開講式	0.5	総務部 部長 宮里 千里
給与等提出書類説明	1.5	人事課 担当職員
I C カード用写真撮影	1	人事課 担当職員
市長講話・記念写真撮影	1	市長 翁長 雄志
公務員倫理	1	人事課 課長 平良 克己
サービス・休暇	2.5	人事課 人事 G 主幹 津波古 文雄
給与のあらまし	1.5	人事課給与共済 G 主査 新垣 和彦 主査 又吉 恵子
福利厚生・安全衛生	1	人事課給与共済 G 主査 棚原 香代子 人事課元気応援 G 主査 宮城 寿満子
I T マナーとセキュリティ	1	情報政策課 課長 名嘉元 裕
ポータル・セキュリティ	2	情報政策課 主事 鹿島 大吾 山城 泰一
文書事務のあらましと文書管理システム	4	総務課 主幹 新里 亨 主任 上原 邦雄
福祉のまちづくり	3	福祉政策課 課長兼副部長 島村 聡
市民との協働	2	市民協働推進課 主査 山城 忠信
那覇市の男女共同参画推進事業について	2	平和交流・男女参画室 副参事 比嘉 朝男

研 修 内 容	時間数	講 師
総合計画のあらまし	1.5	企画調整課 副参事 新里 博一
那覇市の組織と仕事	1.5	行政経営課 副参事 澤岨 寛明
予算のしくみ	2	財政課 主査 渡名喜 守武
市議会の仕組みと役割について	1.5	議事管理課 副参事 新里 和一
那覇市の防災行政	2	総務課市民防災室 室長 平良 常雄
環境の基礎講座	4	環境政策課 副参事 高良 喜宏 主査 高良 徹 主査 島袋 久美子 主事 安藤 雅代
環境ワークショップ	6	NPOエコ・ビジョン 沖縄チームリーダー 藤井 晴彦
接遇研修	7	首里公民館 館長 長田 由美子 国場児童館 館長 比嘉 浩剛 消防本部総務課 主査 屋良 剛 花とみどり課 技師 池城 安史 クリーン推進課 主事 城間 裕介 企画調整課 主任主事 座安 司 教育委員会総務課 主査 平良 美夏 市民協働推進課 主事 前里 美奈子 保護課 主事 田場 範子 道路建設課 技師 上原 千里
ISO9001 について	1.5	行政経営課 主幹 照屋 満
新庁舎建設について	1.5	新庁舎建設室 主幹 又吉 弘 主査 新里 武督
こころとからだの健康管理	2	人事課 主任保健師 宮城 京子
中心市街地の現状と課題	2	なはまちなか振興課 主幹 中本 徹
那覇市の歴史と文化	2.5	教育委員会文化財課 課長 古塚 達郎
先輩職員と語る	2.5	ちゃーがんじゅう課 主事 伊江 華絵 環境政策課 主事 真喜屋 学 納税課 主事 平良 広樹 管財課 主事 砂川 剛宏 建築工事課 技師 仲程 陽香 花とみどり課 技師 島袋 葵 子育て応援課 主事 伊集 和香子 下水道課 技師 譜久盛 将世

研 修 内 容	時 間 数	講 師
自己をみがく	1	職員研修所 所長 野原 巴
アンケート・閉講式	0.5	総務部 副部長 知念 覚

② 新採用職員後期研修

目 的	職務遂行に必要な知識を習得するとともに、採用から現在までの6カ月間を振り返り、仕事への取り組み方、心構えを再点検し、今後の自己啓発の動機づけを行う。	
対象者	平成 21 年度新採用職員前期研修受講者（但し、消防職員・幼稚園教諭含む）	
期 間	平成 21 年 10 月 7 日(水) ～ 10 月 9 日(金) 3日間	
会 場	那覇市消防庁舎講堂（新都心消防庁舎 4 階）ほか	
修了者	84 人 （ 92 人 ）（ ）内数字は対象者	
研 修 内 容	時 間 数	講 師
講話	1	副市長 與儀 弘子
那覇市の条例・規則について	2	総務課 主任主事 石嶺 伝彦
派遣研修を終えて	2.5	建築工事課 主任技師 照屋 未希 都市計画課 主査 金城 聡 こども政策課 主幹 儀間 規予子
～わたしたちもできる正しい救命～ 普通救命講習と心肺蘇生法実習	3	消防本部 救急課
那覇市まちぐわ～散策（那覇の街を知る）	4	国際通り商店街振興組合連合会 専務理事 比嘉 司 那覇市第一公設市場 副組合長 粟国 智光
メンタルヘルス こころとからだの健康管理	2	人事課 主任保健師 宮城 京子
講演会	1	アーストリップ代表取締役 中村 圭一郎
半年間を振り返って・自己PRの時間	2.5	職員研修所 担当職員
研修カード・アンケート・閉講式	0.5	職員研修所 担当職員

③ 現任職員研修

目 的	本市の中堅職員として、その役割と職務の重要性を認識するとともに、職務遂行に必要な知識の向上及び、問題解決能力の養成、効率的な仕事の進め方等を習得する。	
対象者	平成 13 年度採用及び 12 年度中途採用した職員	
期 間	平成 21 年 5 月 21 日(木)～ 5 月 22 日（金） 2 日間	
会 場	那覇市消防本部 消防庁舎 4 階講堂	
修了者	31 人 （ 63 人）（ ）内数字は対象者	
研 修 内 容	時間数	講 師
問題解決技法の習得と 効率的な仕事の進め方	14	A O I 企画 代表取締役 高橋 修

④ 新任主査級研修

目 的	新任主査職員（監督者）に求められる コミュニケーション力、リーダーシップや政策形成立案能力等を習得すること。	
対象者	平成 20 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日主査級(相当職含む)昇任職員	
期 間	平成 21 年 6 月 29 日(月) ～ 7 月 1 日(水) 3 日間	
会 場	職員厚生会館（多目的ホール）（那覇市上下水道局庁舎 B 棟 3 階）	
修了者	66 人 （90 人）（ ）内数字は対象者	
研 修 内 容	時間数	講 師
開講オリエンテーション	0.5	職員研修所 担当職員
「那覇市議会」議会運営	1.5	議事管理課 課長 上原 俊
講話	1	市長 翁長 雄志
メンタルヘルス	2	人事課 主査 中村 裕子
人事評価システム	2	人事課 副参事 石川 和男
政策形成研修 主査級職員の責任と役割	14	あしコミュニティ研究所 代表取締役 浦野 秀一

⑤ 現任主査級研修

目 的	問題解決の基礎知識や手法を学びリーダーシップ、自己主張、コミュニケーション能力の強化を図ることを目的とします。	
対象者	平成 19 年度主査級昇任職員及び前年度未終了者	
期 間	平成 21 年 5 月 14 日(木) ～ 5 月 15 日(金) 2 日間	
会 場	職員厚生会館（多目的ホール）（那覇市上下水道局庁舎 B 棟 3 階）	
修了者	45 人 （ 72 人 ）（ ）内数字は対象者	
研 修 内 容	時間数	講 師
現任主査級研修 B C T（ベーシックコミュニケーションツール）	14	日本人材育成協会株式会社 セールスマネージャー兼シニアインストラクター 宮本 秀明

⑥ 新任課長研修

目 的	管理職として必要な基礎的知識や管理技法の習得及び行政需要の変化に対する適応力を養成する。	
対象者	平成 21 年度課長(相当職を含む)昇任職員及び前年度未修了者	
期 間	平成 21 年 5 月 18 日（月）～ 5 月 20 日（水）3 日間	
会 場	職員研修所 第 1 研修室（新都心銘苅庁舎 3 階）	
修了者	13 人 （ 24 人 ）（ ）内数字は対象者	
研 修 内 容	時間数	講 師
開講オリエンテーション	0.5	職員研修所 担当職員
人事管理	0.8	人事課 課長 平良 克己
那覇市の中長期財政計画	0.8	企画財務部 副参事 渡慶次 克彦
職場のメンタルヘルス	0.5	人事課 副参事 本田 邦夫
管理職のための議会運営の実際	1	議会事務局 局長 高嶺 哲彦
管理監督者の基本的役割 プレゼンテーションの基礎 コーチングの基礎	14	A O I 企画 代表取締役 高橋 修

⑦ 現任課長研修

目 的	管理職の状況適応能力・リーダーシップの強化及び危機管理に関する基本的な知識と技術を習得する		
対象者	課長職昇任後 3 年目（平成 18 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日までに昇任）の職員及び前年度未終了者		
期 間	平成 21 年 5 月 28 日(木) ～ 29(金) 2 日間		
会 場	職員研修所第 1 研修室 （新都心銘苅庁舎 3 階）		
修了者	19 人 （ 30 人 ）（ ）内数字は対象者		
研 修 内 容		時間数	講 師
現任課長研修		14	行政マネジメント研究所 池田 玲子

⑧ 管理職員特別研修

目 的	市長講話と外部講師の講演をとおり、管理職としての資質向上を図るために本研修を行う。 今年度は北海道小樽市での地域活性化の実践が評価され、2006 年から内閣府、09 年から農水省で企画官を務める木村俊昭さんを講師に迎える。今年 5 月放映の「NHK プロフェッショナル仕事の流儀」でも熱血公務員として紹介され、地域再生の知恵袋として全国を飛び回っている木村さんに、地域活性化のための行政職員、特に管理職の役割について講演いただき意識を深める。		
対象者	240 名（特別職、管理職（課長級）及び主幹級から希望する者）		
期 間	平成 22 年 1 月 29 日（金）13：20～16：00		
会 場	沖縄県立博物館講堂		
修了者	170 人 （237 人）（ ）内数字は対象者		
研 修 内 容		時間数	講 師
講演 「現場で生きる自治体職員」		1.5	木村 俊昭 農林水産省大臣官房企画官

⑨ 新任主幹研修

目 的	課長を補佐するための専門知識や業務遂行能力を育成する。	
対象者	平成 21 年度主幹(相当職を含む)昇任職員及び前年度未終了者	
期 間	平成 21 年 5 月 11 日（月）～5 月 13 日（水）3 日間	
会 場	職員厚生会館（多目的ホール）（那覇市上下水道局庁舎 B 棟 3 階）	
修了者	51 人 （ 84 人 ）（ ）内数字は対象者	
研 修 内 容	時間数	講 師
講話「新任主幹に期待する」	1	市長 翁長 雄志
メンタルヘルス	1.5	人事課 副参事 本田 邦夫
監査のポイント	1.5	監査事務局 主幹 比嘉 吉夫
新任主幹研修 循環型問題根絶技法研修	14	日本人材育成協会株式会社 セールスマネージャー兼シニアインストラクター 宮本 秀明

⑩ 現任主幹研修

目 的	課長補佐職としてのスキルアップ及び部下職員の管理・育成（政策）能力等を習得する。	
対象者	昇任 3 年目の課長補佐級（平成 1 9 年度に主幹級に昇任した職員）	
期 間	平成 21 年 8 月 17 日（月）～18 月（火）2 日間	
会 場	職員研修所第 1 研修室（新都心銘苅庁舎 3 階）	
修了者	51 人 （ 46 人 ）（ ）内数字は対象者	
研 修 内 容	時間数	講 師
現任主幹研修 地方自治新時代における管理職 のあり方	14	あしコミュニティ研究所 代表取締役 浦野 秀一

ウ 専門研修実施状況

① 接遇研修

目 的	接客応対・電話応対の基本を実践をとおして学とともに、クレーム等の初期対応の基本を学ぶ。		
対象者	所属長の推薦する職員、臨時・非常勤職員		
期 間	平成 21 年 5 月 27 日(水)（午前・午後の 2 回）		
会 場	職員研修所 第 1 研修室（新都心銘苅庁舎 3 階）		
修了者	49 人 （ 52 人 ）（ ）内数字は対象者		
研 修 内 容	時間数	講 師	
1 基本マナー	7	クリーン推進課 主事 城間 裕介	
2 電話のマナー		石嶺保育所 所長 上原 尚美	
3 クレーム応対		企画調整課 主任主事 座安 司	
		保護課 主事 田場 範子	
		市民協働推進課 主事 前里 美奈子	
		首里公民館 主任公民館主事 長田由美子	
		上下水道局総務課 主任主事真栄城 知子	

② 接遇研修

目 的	市民対応の重要性を認識し、必要な基礎知識、技術及び態度をロールプレイングをとおして習得する。また、以前受講された職員においても、過去の行動の振り返りといったフォローアップを行うことで、尚一層の市民サービスの向上を図る。		
対象者	(1) 市民対応の多い部門の職員 (2) 特に所属長の推薦する職員（臨時・非常勤職員含む）		
期 間	平成 21 年 11 月 12 日（午後）		
会 場	職員研修所 第 1 研修室（新都心銘苅庁舎 3 階）		
修了者	22 人 （22 人）（ ）内数字は対象者		
研 修 内 容	時間数	講 師	
1 基本のマナー あいさつ、表情、身だしなみ等	7	首里公民館 主任公民館主事 長田由美子	
3 電話対応の基本とマナー		教育委員会 総務課 主査 平良 美夏	
4 クレーム対応の基本			

③ 分かりやすい資料づくり講座

目 的	資料作成の際に必要なとされる論理的な思考方法や情報のまとめ方、分かりやすい表現方法等の技法を習得する。		
対象者	受講を希望する職員で所属長の推薦する者		
期 間	平成 21 年 11 月 11 日(水)		
会 場	職員研修所 第 1 研修室（新都心銘苅庁舎 3 階）		
修了者	37 人 （ 40 人 ）（ ）内数字は対象者		
研 修 内 容		時 間 数	講 師
分かりやすい資料づくり講座 表現力（プロのこつを学ぼう） 分析力（図表的思考を身につける） 編集力（考えをカタチにする）		7	株式会社カルティベイト 取締役 平井 雅

④ 成果の出る会議の進め方講座

目 的	会議の進め方について、人と人との関係性とプロセス、チームワークに注目し会議を効率的に進め、参加者の納得度を高めるための手法を習得する。		
対象者	受講を希望する職員で所属長の推薦する者		
期 間	平成 21 年 11 月 13 日(金)		
会 場	職員研修所 第 1 研修室（新都心銘苅庁舎 3 階）		
修了者	19 人 （ 20 人 ）（ ）内数字は対象者		
研 修 内 容		時 間 数	講 師
成果の出る会議の進め方講座 ファシリテーション 成果が上がる会議のコツ 実習		7	株式会社カルティベイト 取締役 平井 雅

⑤ プレゼンテーション研修

目 的	プレゼンテーション技術を基礎から実践まで体系的に学び、説得力・論理力のある話し方を身につけ、住民など窓口や会議でわかりやすく説明する能力向上を図る。		
対象者	受講を希望する職員で所属長の推薦する者		
期 間	平成 21 年 11 月 19 日(木)・20 日(金)		
会 場	職員研修所 第 1 研修室（新都心銘苅庁舎 3 階）		
修了者	19 人 （ 20 人 ）（ ）内数字は対象者		
研 修 内 容		時間数	講 師
プレゼンテーションの目的・流れ 3 P 分析（聞き手・目的・場所） プレゼンテーション実技 O J T（学んだ事を伝えるために）		14	株式会社ビジネスランド 代表取締役社長 刈 辺 美 紀

⑥ 法政執務研修

目 的	条例・規則・訓令等の立案に必要な制定・改正技術及び法的知識を身に付け、法制執務能力の向上を図ることを目的に実施する。		
対象者	希望する職員で所属長の推薦する者		
期 間	平成 22 年 2 月 4 日（木） 1 日間		
会 場	職員研修所（新都心銘苅庁舎 3 階）第 1 研修室・ P C 研修室		
修了者	38 人 （ 41 人 ）（ ）内数字は対象者		
研 修 内 容		時 間 数	講 師
法制執務研修 1 自治体法務の概要 2 法制執務の体系 3 法令の種類と体系 4 条例及び規則概論 5 法令用事及び法令用語 6 条例及び規則の改正の実務 7 例規検索システム等について		14	総務課 法規市政情報 G 副参事 大山 均 主幹 石原 昌弘 主査 石嶺 伝彦

エ 実務研修実施状況

① 文書事務研修

目 的	職員の起案能力を高めるとともに、契約文書及び法規文書等、文書事務全般についての理解を深め、事務処理能力の向上を図る。	
対象者	希望する職員及び所属長の推薦する職員	
期 間	平成 21 年 7 月 14 日（火） 1 日間	
会 場	職員研修所 第 1 研修室・P C 研修室（新都心銘苅庁舎 3 階）	
修了者	52 人 （ 66 人）（ ）内数字は対象者	
研 修 内 容	時間数	講 師
「契約文書作成」	3	契約検査室 主査 新垣 淳
「文書事務」 公用文書の作成・保存・ファイリング・廃棄	4	総務課 主任主事 平良 知加子 主事 天願 美由紀

② 服務・給与事務等基礎研修

目 的	服務・給与・福利厚生・旅費等に関する基礎知識を担当者が直接習得することによって、事務の適正な執行と能率の向上を図る。	
対象者	(1) 各課の希望する文書主任・副主任 (2) 特に所属長の推薦する職員	
期 間	平成 21 年 7 月 30 日（木） 1 日間	
会 場	職員研修所第 1 研修室（新都心銘苅庁舎 3 階）	
修了者	40 人 （ 50 人）（ ）内数字は対象者	
研 修 内 容	時間数	講 師
服務事務	2	人事課 主幹 津波古 文雄
服務事務 （臨時・非常勤）	1.5	人事課 主任主事 松田 太一郎
安全・衛生	0.7	人事課 主査 宮城 寿満子
共済組合	0.8	人事課 主査 棚原 香代子
旅費事務	2.5	人事課 主任主事 新屋 佳代

③ 財務会計研修

目 的	予算・決算・物品会計・出納（収入・支出・支出審査事務等）、並びに監査等の財務会計事務を体系的に学ぶことにより、財務会計事務担当者の重要性を確認し、適正な事務の執行と能率の向上を図る。		
対象者	財務会計事務担当職員（臨時・非常勤を含む）及びその相当グループ長		
期 間	平成 21 年 6 月 25 日(木) ～ 6 月 26 日(金) 2日間		
会 場	那覇市消防本部 消防庁舎 4 階講堂		
修了者	75 人 （ 93 人 ）（ ）内数字は対象者		
研 修 内 容		時間数	講 師
予算・決算事務		2	財政課 主査 大城 美奈子
支出審査事務・財務会計システム		4	出納室 主任主事 豊里 正章
監査事務		1.5	監査事務局 主幹 比嘉 吉夫
債権者登録		1	出納室 主任主事 大城 敦子
収入事務		1	出納室 主任主事 城間 篤史
歳計外事務		1	出納室 主任主事 田場 陽子
物品会計事務		3.5	管財課 主査 玉城 光代 主査 惣慶 敦子

オ 平成 21 年度職場研修実施状況
各職場で主催した職員研修

職場研修全部局合計 (市立病院を除く)	実施回数	延べ参加人数	経費(報償費等)
	267 回	8,267 人	1,444,318 円

《総務部》

課 名	研 修 名 (対象職員)	実施 回数	実施月	延人数	経 費 (報償費等)
秘書広報課	広報広聴主任研修	2	7,3	70	0
管材課	交通安全講習会 (公務で車両を運転する職員)	3	12	100	0
総務部計		5	—	170	0

《企画財務部》

課 名	研 修 名 (対象職員)	実施 回数	実施月	延人数	経 費 (報償費等)
企画調整 課・行政経 営課	那覇市中期財政計画概要の報告と新行政改革アクションプラン説明会	2	11	100	0
財政課	決算統計研修	4	5,6	40	0
情報政策課	市町村情報政策セミナー	1	8	49	0
税制課	企画財務部基礎研修	1	6	35	0
納税課	新任者Ⅰ部研修	1	4	14	0
	現任者研修	1	10	14	0
資産税課	固定資産税基礎研修	5	6	35	0
経営企画室	ISO9001組織目標設定勉強会	5	4	57	0
	ISO9001推進員研修	4	6	58	0
	ISO9001内部監査員研修	2	6	46	105,000
	行財政改革関連指針等勉強会	4	5	48	0
企画財務部計		30	—	496	105,000

《市民文化部》

課 名	研 修 名 (対象職員)	実施 回数	実施月	延人数	経 費 (報償費等)
市民協働 推進課	不当要求防止責任講習	1	10	55	0
	協働推進員研修	1	7	80	0
	コミュニティ推進員研修	1	7	7	0
	多重債務対策勉強会	1	11	36	6,000
市民課	新任者総合窓口研修	1	4	25	0
	国保関係研修	1	2	29	0
	年金関係研修	1	2	29	0
	戸籍導入研修	1	6	17	0
	戸籍初級研修	1	9	16	0
	戸籍中級研修	1	10	9	0
	照明G研修会議	1	11	20	0
市民課 真和志支所	接遇研修	1	8	13	0
	接遇研修第2回	1	12	12	0
	国保関係研修	1	2	9	0
	年金関係研修	1	2	9	0
市民課 小禄支所	児童手当関係研修	1	5	4	0
	国保関係研修	1	2	9	0
	年金関係研修	1	2	9	0
市民課 首里支所	国保関係研修	1	3	11	0
	年金関係研修	1	3	11	0
	児童手当研修	1	5	11	0
市民文化部計		21	—	421	6,000

《経済観光部》

課 名	研 修 名 (対象職員)	実施 回数	実施月	延人数	経 費 (報償費等)
商工農水課	部転入者研修	1	7	8	0
なはまちな か振興課	部転入者研修	1	7	7	0
観光課	部転入者研修	1	7	4	0
経済観光部計		3	—	19	0

《環境部》

課 名	研 修 名 (対象職員)	実施 回数	実施月	延人数	経 費 (報償費等)
環境政策課	環境部新配属職員研修	1	5	26	0
	ISO14001課内研修	3	6,1	22	0
ク リ ー ン 推進課	ごみ分別研修（現業職員・臨時）	4	4	90	0
	ごみ分別研修（新規臨時職員）	3	12,1,3	30	0
	新任研修（4月異動職員）	1	5	8	0
	熱中症予防講習会	1	4	49	0
	メンタルヘルス講習会	1	5	29	0
	普通救命講習会	1	6	25	0
	交通安全講習会	3	7,11,3	164	0
	腰痛予防講習会	1	8	24	0
	生活習慣病講習会	1	6	45	0
環境保全課	環境ISO14001研修	1	6	26	0
環境部計		21	—	538	0

《健康福祉部》

課 名	研 修 名 (対象職員)	実施 回数	実施月	延人数	経 費 (報償費等)
福祉政策課	新任研修（福祉部へ異動してきた職員）	1	4	50	0
	専門研修（健康福祉部へ異動してきた1～2年の職員）	1	7	60	49,000
	ユニバーサルサービス研修	1	8	35	75,000
チャームがん じゅう課	非常勤職員（新規採用）研修	1	4	12	0
	介護認定専門員研修	3	9,11,2	3	0
	新規採用職員及び人事異動で 配置された職員研修	1	8	33	0
	介護認定調査員新人研修	3	4,5,1	6	0
	介護認定調査員現任研修	2	6,2	58	0
障がい福祉 課	新任研修（健康福祉部へ異動 してきた職員）	1	4	50	0
	専門研修（健康福祉部へ異動 してきた1～2年の職員）	1	7	60	0
保護課	生活保護担当新任職員研修 （第1部）	1	4	29	0
	生活保護担当新任職員研修 （第2部）	1	6	33	0
	年金制度について	1	6	34	0
	境界層措置の適用について	1	8	21	0
	多重債務対策について	2	12	69	27,250
	介護保険制度について	1	2	20	0
健康福祉部計		22	—	573	151,250

《健康保険局》

課 名	研 修 名 (対象職員)	実施 回数	実施月	延人数	経 費 (報償費等)
健康推進課	新任課内研修	1	7	13	0
国保長寿医療課	課内研修	1	6	28	0
特定健診課	課内研修(特定健診課全職員)	1	4	22	0
	保健指導技術研修 (保健指導G専門職)	7	11～3	56	0
健康保険局計		10	—	119	0

《こどもみらい部》

課 名	研 修 名 (対象職員)	実施 回数	実施月	延人数	経 費 (報償費等)
こども政策課	主任教諭研修会	2	8,3	72	30,000
	園長研修会	1	4	36	0
	新任主任研修会	3	4,8,3	12	9,000
	研究主任研修会	3	5,7,9	108	0
	幼稚園教諭研修会	2	6,11	200	9,000
	幼稚園教諭3年未満経験者研修会	1	7	18	0
	定臨補充研修会	1	4	50	0
	預かり保育指導員研修会	2	4,2	96	10,000
	園長・主任・保育所長合同研修会	1	1	130	80,000
	幼稚園・小学校教諭・保育士合同研修会	1	2	200	240,000
	新任研修（こどもみらい部へ異動してきた職員）	1	4	40	0

課 名	研 修 名 (対象職員)	実施 回数	実施月	延人数	経 費 (報償費等)
子育て応援 課	那覇市の子育て支援、児童館 の役割について(児童厚生員)	1	4	33	0
	思春期・学童期の子どもの理 解と関わり方(児童厚生員)	2	1,2	35	40,000
	障がい児保育について	6	4	305	0
	子どもの育ちと親支援	1	5	60	6,000
	保護者とのつながり	1	7	123	0
	保育の実践	1	10	138	0
	年間の保育のまとめ	1	2	153	0
	就学講座～就学指導について	1	8	71	15,000
	保育の実践～療育について	4	10～1	266	26,000
	ヘルパー研修	3	4,6,10	33	0
	障害児保育士研修～盲学校で は	1	3	20	6,000
こどもみら い課	乳児保育研修「乳児の心地よ い世話の仕方関わり方」	2	4,8	103	18,000
	食中毒の予防と保育施設の衛 生管理	1	2	199	15,000
	歯の健康と噛むことの大切さ	1	7	92	15,000
	子どもの発達と保育内容	4	7	712	90,000
	乳幼児多い感染症とその予防	1	7	107	15,000
	乳児期の関係性の発達	1	8	24	0
	パート職員研修	1	10	44	9,000
	0・1歳児担当職員研修	1	10	24	9,000
	乳幼児の事故防止と安全管理	1	10	75	15,000
	小学校へつなぐための望まし い発達とその視点	1	11	24	12,000
こどもみら い課	気になる児童支援について	1	1	52	9,000
	健康なは21の紹介、健康づく り認証店の紹介「目からウロ コのたばこ最新情報」	1	2	25	0
	保育所における保護者支援	1	2	85	32,000
	保育所における衛生管理につ いて	1	3	39	6,000
こどもみらい部計		58	—	3,804	716,000

《都市計画部》

課 名	研 修 名 (対象職員)	実施 回数	実施月	延人数	経 費 (報償費等)
都市計画課 都市デザイン 室	景観基礎研修（都市計画部・建設管理部に所属する主任級職員及び主事級の技術職員で未受講者）	2	5,6	49	0
	景観実務研修（都市計画部または建設管理部に所属する主査級の技術職員）	1	9	45	16,000
	景観専門研修（都市計画部・建設管理部に所属する技術職員）	1	3	29	12,000
都市計画課	まちづくり勉強会 「商業集積の変容と維持のメカニズム」（都市計画及び関係課職員）	1	8	23	10,500
	まちづくり勉強会 「中心市街地への文化の集積と情報発信」（都市計画課及び関係課職員）	1	2	32	24,000
	まちづくりアドバイザー養成講座（都市計画部及び建設管理部職員）	1	3	16	28,000
	戦後那覇市の都市計画の変遷についての勉強会（都市計画部及び建設管理部職員）	1	3	21	15,000
市街地整備課	平成21年度市街地整備課業務説明会会議	1	4	10	0
	研修報告会「ユニバーサルデザインによるまちづくり」海外研修	1	9	12	0
	研修報告会（全国市街地再開発事業基礎研修会）	1	6	10	0
	研修報告会（国土交通大学校）	1	8	10	0
	研修報告会 （沖縄県都市計画協会海外研修）	1	12	20	0
契約検査室	電子納品等に関する勉強会 （工事監督職員）	8	11	80	0
	中間前払に関する業務報告会 （都市計画部職員）	1	8	20	0
	都市計画部・建設管理部技術向上発表会	1	10	100	0
都市計画部計		23	—	477	105,500

《建設管理部》

課 名	研 修 名 (対象職員)	実施 回数	実施月	延人数	経 費 (報償費等)
市営住宅室	入居者募集業務	1	11	15	0
建設管理部計		1	—	15	0

《消防本部》

課 名	研 修 名 (対象職員)	実施 回数	実施月	延人数	経 費 (報償費等)
消防本部 総務課	総務省消防庁研修中間報告会	1	2	80	0
消防本部 救急課	感染防護衣脱着訓練	3	5	41	0
	インフルエンザ業務継続計画 説明会	3	5	54	0
	研修報告会及び業務支援端末 入力説明会	3	6	45	0
	救急活動訓練	3	3	45	0
司令情報課	業務継続計画に伴う指令台操 作訓練	8	6	8	0
	次年度配置予定職員の指令台 操作訓練	6	3	13	0
西消防署	B C災害訓練勉強会	1	2	13	0
中央消防署	安全運転について	6	2	35	0
	電気設備対応講習	1	10	16	0
	放射線講習	2	11	30	0
消防本部計		37	—	380	0

《教育委員会》

課 名	研 修 名 (対象職員)	実施 回数	実施月	延人数	経 費 (報償費等)
総務課	指導主事・受入職員・新規採用職員研修(指導主事・受入・新規採用職員)	1	4	27	0
	学校事務研修 (学校事務補助員及び県費学校事務)	1	8	66	0
中央図書館	那覇市立図書館職員研修会 (新任研修及び4月異動職員)	1	4	14	0
	レファレンスサービスの技法について (図書館全職員)	1	9	32	0
	那覇市立図書館全館研修会 (緊急雇用対策臨時職員)	1	1	8	0
学校教育課	発達障害研修	1	11	40	12,000
	特別支援教育研修会	1	12	38	10,000
	那覇市スクールガード研修会	1	11	78	17,500
	特別支援教育研修会	1	9	80	6,000
	幼小中特別支援教育担当教諭 研修会	1	4	80	8,000
	地域安全マップづくり研修会	1	6	80	8,000
	初任研学級経営講座	1	8	35	12,000
	小中学校就学説明会	1	6	60	18,000
学務課	学校事務研修会 (教頭・学校事務職員等)	1	4	107	0
	備品管理システム・予算執行 システム操作研修説明会 (新任教頭・学校事務職員)	1	4	30	0
総合青少年 課	新職員研修(総合青少年課へ 新しく配属・採用された職員)	10	4～6	90	0
	応急手当講習	1	4	30	0
学校給食室	新規栄養士及び臨時非常勤調 理員衛生研修	1	4	41	0
	夏期衛生研修会(学校給食関 係者)	2	7	228	24,000
	学校栄養士職員研修会	1	12	18	0
教育委員会計		30	—	1,182	115,500

《議会事務局》

課 名	研 修 名 (対象職員)	実施 回数	実施月	延人数	経 費 (報償費等)
議会事務局	新任研修（議会事務局へ異動してきた職員）	1	4	5	0
	新人議員研修（市議選挙で当選した新人議員）	1	7	10	0
議事管理課	議長会主催の研修に伴う事例研究（議事管理課職員）	1	5	6	0
議会事務局計		3	—	21	0

《上下水道局》

課 名	研 修 名 (対象職員)	実施 回数	実施月	延人数	経 費 (報償費等)
総務課	新規採用及び受入職員の局内研修	1	4	22	0
	各課業務説明会	1	8	18	0
	接遇&クレーム対応研修	1	2	12	0
上下水道局計		3	—	52	0

(2)職員の勤務成績の評定の状況

市長事務部局においては、地方公務員法第 40 条第 1 項に基づき人事評価(実績評価及び能力評価)を下記のとおり実施し、職員の指導、研修及び配置換えに活用することとしています。他の任命権者においても、市長事務部局にならって実施、又は検討を行っています。

ア 人事評価の実施日程

平成 21 年度における市長事務部局の人事評価の実施日程は以下のとおりです。

目標設定面談 平成 21 年 5 月

中間面談 " 8 月（管理職は 10 月）

評価面談 平成 22 年 1 月

イ 評価対象者数

平成 21 年度において人事評価の対象となった職員数は、休職、育児休業、派遣等により対象外となった職員を除き、以下のとおりです。

評価対象者数

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
対象者数	1,341	0	0	0	437	0	179	1,957
人事評価の実施	実施	検討中	検討中	検討中	実施	検討中	実施	

(単位:人)

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業

ア 健康診断

項目	部局	実施月、受診者数等
①定期健康診断	市長 消防	平成21年7月～10月 対象:全職員(ただし、 人間ドック等受診者除く) 受診者:1,409人
	教委	平成21年8月3日、8月14日、8月17日～18日 対象:学校事務と図書館事務以外の職員 (人間ドック等受診者除く) 受診者:373人
	上下 水道	平成21年9月28日～29日 対象:全職員 受診者:150人
②大腸がん検診	上下 水道	定期健康診断時 対象:希望者 受診者:42人
③喀痰診断	上下 水道	定期健康診断時 対象:希望者 受診者:41人
④胃癌検査	上下 水道	定期健康診断時 対象:希望者 受診者:32人
⑤肝炎検査	上下 水道	定期健康診断時 対象:希望者 受診者:5人
⑥特定業務従事者健診	市長	平成22年3月 対象:那覇市・南風原環境施 設組合に派遣している現業職員 受診者:17人
⑦VDT定期健康診断	上下 水道	定期健康診断時 対象:希望者 受診者:27人
項目	部局	実施月、受診者数等
⑧手話通訳者健康診断	市長	平成21年11月 受診者:2人 対象:障害福祉課に勤務する手話通訳者
⑨頸肩腕健康診断	市長	平成21年12月 受診者:2人 対象:総務課に勤務する電話交換手
⑩特定業務従事者健康 診断	消防	平成22年2月 対象者数174人 受診者:171人
⑪高気圧酸素業務者適 正検査	消防	平成21年12月～平成22年1月 対象者数42人 受診者:42人
⑫破傷風予防接種	市長	平成21年4月～平成22年3月(通年) 対象:クリーン推進課、土木管理事務所、 環境保全課、公園管理事務所、環境施設組 合の現業職員 受診者:92人

⑬HB S 抗原・抗体検査、 B型肝炎予防接種	市長	平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月（通年） 対象：クリーン推進課等に勤務する現業検査：5 人 予防接種：7 人
----------------------------	----	---

＊ 上記表中、「実施月、受診者数等」欄の受診者には臨時・非常勤職員の数も含まれています。

イ 健康相談

部局	相談名		対象者・内容等
市長	産業医による健康相談		全職員 月3回（内科1回3時間・精神科2回各3時間）
	栄養士による栄養相談		全職員 月に1回 4 時間 （嘱託栄養士）
市長 消防	保健師 による 健康相談	クリーン推進課	クリーン推進課職員 月に1回1時間半
		土木管理事務所	土木管理事務所 月に1回1時間
		保育所巡回	保育所、給食センター、療育センターの職員（保育士、用務員、調理員等）
		消防職全職員 （臨時・非常勤含む）	「職員のための心と体の健康相談」 体調面・メンタル面に関すること健康診断後の結果説明、入院中職員の訪問等
部局	相談名		対象者・内容等
市長 消防	保健師 による 健康相談	日常の健康相談	全職員、本庁保健室（毎日） 銘苅庁舎保健室（毎週1回火曜日） 保健室にて来所相談、電話相談、健診結果などの一般相談、ケガや症状の対応、メンタル相談
全	メンタルヘルス相談		全職員 心理相談員によるカウンセリング 1 開設日 月～木 2 相談回数 1,041回（メール・電話含む）
教委	産業医による健康相談		対象：全職員及び那覇市立小中学校県費負担教職員 内容：一般健康相談、長時間勤務者面談、復職関連相談等 月 2 回× 2 時間 相談件数：115件
	保健師による健康相談		対象：全職員及び那覇市立小中学校県費負担教職員 内容：一般健康相談、復職関連相談、健診結果事後指導等 週 1 回、または随時 相談件数：223件
上下 水道	産業医による健康相談		対象：全職員 内容：医療全般

ウ 健康教育

部局	項目	対象者	実施月、内容等
市長	①管理監督者メンタルヘルス研修	主幹級以上の管理監督者	平成21年4月15日 「職場におけるうつ病と自殺予防対策」 受講者：258人
	②メンタルヘルス基礎研修	一般職員、未受講者 臨時・非常勤職員、 その他希望する職員	平成21年9月9日 「うつ病についての正しい理解と、認知行動を中心とした対処法を習得する」 受講者：334人
	③基礎研修（地方公務員災害補償基金助成事業）	採用から3年目までの職員	平成22年1月21日 「メンタルヘルス不調に関する知識習得、ストレスへの気づきと対処方を知る」 受講者：155人
	④管理監督者メンタルヘルス研修（地方公務員災害補償基金助成事業）	主幹級以上の管理監督者	平成22年1月22日 「メンタルヘルス対策における管理監督者の役割」 受講者：292人
	⑤腰痛予防講演会 -整形外科トレーナー	クリーン推進課、土木管理事務所、環境保全課、公園管理室 那覇市・南風原町環境施設組合派遣の現業職、その他希望者	平成21年8月18日 一現場に生かすストレッチとレジスタンストレーニング「足からの癒しーフットセラピー」 受講者：40人
	⑥熱中症対策 -保健師	クリーン推進課	平成21年4月（1回） 受講者：50人
	⑦メンタル講話 -心理相談員	クリーン推進課	平成21年5月20日 受講者：50人
部局	項目	対象者	実施月、内容等
市長	⑧生活習慣病予防教室 -医師	希望する職員	平成22年3月19日 「タバコの最新知識について」 対象者：20人
	⑨看護学生実習受入による「健康展」	対象：職員 実習生：北部看護学校	平成21年7月31日 受講者：50人
教委	健康講演会	喫煙者や禁煙に興味のある職員	世界のタバコを取り巻く動き、タバコの秘密、脳内で起こっていること、禁煙治療の話等 受講者：17人

消防		消防職全職員	保健師による講話 各署所単位（4～15 名程度）で開催
上下 水道		管理職及び係長職	「新型及び季節性インフルエンザ」 の予防と対策について」 受講者：30人

(2) 職員厚生会の事業

職員に対する厚生制度は、地方公務員法第 42 条の規定に基づき、事業主の実施が義務付けられていることから、本市では職員の福祉の増進を図る目的で、条例により「那覇市職員厚生会」を設置し、次のような福利厚生事業を行っています。

項目	内容	
給付事業	会員の慶弔に際し、各種の祝い金や弔慰金等を給付	
文化・体育事業	卓球、ソフトボール、バレーボール、ボウリング等のスポーツ大会等の親睦事業の実施。スポーツ用品、レジャー用品の貸し出し。	
施設事業	職員会館及び食堂の施設整備	
補助事業	文体育成費	代表派遣補助、部出先補助、物品補助
	厚生事業	人間ドック受診や鍼灸受療に対する受診費用の一部補助
	レクレーション事業	課単位で実施するピクニック等に対する補助
	旅行補助	会員及び会員の家族等が旅行する際の宿泊費の一部補助
項目	内容	
共済事業	全国都市職員災害共済への任意加入手続き	
購買事業	厚生会売店（本庁者・銘苅庁舎）の運営	

那覇市職員厚生会の事業運営に必要な費用は、主に会員(職員)掛金と市負担金及び購買事業等の事業収入により賄われています。

会員掛金や市負担金の比率については、会員掛金率が職員の給与月額額の 1,000 分の 6、市負担金率が職員の給料総月額額の 1,000 分の 6 で同率となっています。

会員相互の扶助共済を目的とする祝い金や弔慰金等の給付事業は、全て会員掛金で賄われ、市負担金は厚生制度を実施するための費用（文化体育事業や補助事業、一般事務費、人件費等）に充てられています。

(3) 公務災害補償

任命権者別公務災害補償申請件数（H21.4.1～H22.3.31）

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
公務災害	常勤職員 (内臨時職員)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (0)	4 (0)	0 (0)	11 (0)
	非常勤職員 (内労災分)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	7 (7)
	計	2	0	0	0	12	4	0	18
通勤災害	常勤職員 (内臨時職員)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	3 (3)
	非常勤職員 (内労災分)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	計	2	0	0	0	1	0	1	4
合 計		4	0	0	0	13	4	1	22

(単位:件)

9 その他市長が必要と認める事項

今回はありません。

10 公平委員会の業務の状況について

(1) 平成 21 年度における勤務条件に関する措置の要求件数

申請 0 件 未処理 0 件

(2) 平成 21 年度における不利益処分に関する不服申立ての件数

申請 0 件 未処理 0 件

那覇市公告第 1 4 6 号

平成 2 2 年 8 月 2 4 日

掲 示 済

住民票の職権削除の公示について

住民票の職権削除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 4 項の規定により公示する。

※ ただし、職権削除対象者は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第147号

平成22年8月26日

掲 示 済

建築協定の公告縦覧について

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されたので同法第71条の規定により次のとおり公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備えて一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 建築協定の名称
識名宅地開発建築協定
- 2 申請者
浦添市牧港三丁目39-11
株式会社 大成ホーム 代表取締役 喜名 景太
- 3 建築協定区域の地名地番
那覇市字識名大名原1319-1
- 4 縦覧場所
那覇市役所 都市計画部 建築指導課
那覇市銘苅2-3-1 新都心銘苅庁舎 5F
- 5 縦覧期間
公告の日から起算して20日間

那覇市公告第155号

平成22年9月3日

指定管理者の指定申請について

平成22年8月19日付け那覇市公告141号で公告したみだしの件について応募資格及びスケジュールの変更がありましたので、改めて平成23年4月1日からの那覇市精神障害者地域生活支援センター（以下「センター」という。）の管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 名称及び位置

(1) 名称 那覇市精神障害者地域生活支援センター

(2) 位置 那覇市古波蔵4丁目7番7号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例第12条に定めるもののほか、那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）のとおり。

3 指定の予定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日（5年間）

4 応募資格

- (1) 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体で、説明会において募集に関する説明を受けたもの。
- (2) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続をしていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

5 指定申請の方法

- (1) 募集要項及び那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者募集に関する様式集（以下「募集要項等」という。）、指定申請書の配布及び提出場所
〒900—8585 那覇市上之屋1丁目2番1号
那覇市 健康福祉部 障がい福祉課 （市役所仮庁舎C棟1階）

(2) 提出書類

申請を希望する団体は、那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者指定申請書に、次の書類を添付して提出して下さい。

提出にあたっては正本1部、副本7部及び電子データ（各証明書を除く。）の提出をお願いいたします。

ア 定款又は寄付行為（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

イ 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書

ウ 役員の名簿及び履歴書

エ 組織及び運営に関する事項を記載した書類

オ 平成21年度における期末の財産目録及び収支決算書

カ 平成22年度における事業計画書及び収支予算書

キ 指定管理者の指定の予定期間（平成23年度～27年度）に属する各年度のセンターの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ケ 直近の各納税証明書「法人税」「消費税」「市町村民税の完納証明書」

※ その他具体的事業内容等に関する提案書類（募集要項等を参照のこと）

6 募集要項等配布期間

平成22年9月2日から平成22年9月14日（土曜・日曜及び祝日を除く）

7 質問書受付及び回答

(1) 質問受付

平成22年9月16日から平成22年9月24日まで

募集要項等に関する質問については、E-mailかFAXでお願いします。

(2) 質問回答

回答は、応募者全員に説明会終了後、9月 30 日までに回答いたします。
また、説明会においてもご回答をいたします。なお、電話や口頭によるご質問については回答できない場合がありますので、ご了承ください。

8 説明会及び施設見学

(1) 開催日時 平成22年 9 月15日(水) 午後 2 時～午後 4 時

(2) 開催場所 古波蔵ふれあい館（那覇市古波蔵 4 丁目 7 番 7 号、古蔵中学校の国道沿い隣り）

※ 古波蔵ふれあい館での説明会終了後、2 階の那覇市精神障害者地域生活支援センターを見学します。

9 申請書類の受付

平成22年 9 月16日(木)から10月15日(金)（土曜・日曜及び祝日を除く）

10 申請書類の提出場所

那覇市 健康福祉部 障がい福祉課 企画審査グループ
（市役所仮庁舎 C 棟 1 階 C-13 番窓口）

11 問い合わせ先

那覇市 健康福祉部 障がい福祉課 企画審査グループ

担当 島袋 真左樹・徳海 れい子

〒900-8585 那覇市上之屋 1 丁目 2 番 1 号

（市役所仮庁舎 C 棟 1 階 C-13 番窓口）

電 話：8 6 2-3 2 7 5（直通）

F A X：8 6 2-0 6 2 1

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 2 0 号

平 成 2 2 年 9 月 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

新 規 指 定

指定（登録）番号	第 4 3 2 号
指定工事店名	有限会社 ダイエイ工業
営業所所在地	沖縄市南桃原 3 丁目 3 5 番 1 2 号
代表者名	真栄城 兼佑
有効期間	自 平成 2 2 年 8 月 2 5 日 至 平成 2 7 年 3 月 3 1 日

那覇市上下水道局告示第 2 1 号

平 成 2 2 年 9 月 1 日

施 行 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
3 9 0	有限会社 ダイエイ工業	沖縄市南桃原 3 丁目 3 5 番地 1 2	真栄城 兼佑	平成 2 2 年 8 月 2 6 日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第24号

平成22年9月2日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 4, 937人 |
| 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 82, 284人 |
| 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 41, 142人 |

正 誤

○那覇市公報第1533号の正誤

2010年（平成22）年9月1日付け那覇市公報第1533号の那覇広域都市計画公園事業の施行について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
410	下から2行目	全緑地	前緑地